4　紛争が、2に規定する協議の後合理的な期間内に解決に向けて付託されない場合又はこの条に規定する他の手段によって合理的な期間内に解決されない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、千九百八十二年の条約第XV部に規定する紛争解決手続又は当該紛争が一以上のストラドリング資源に関するときは千九百九十五年の協定第Ⅷ部の規定に従って、拘束力を有する決定に付する。千九百八十二年の条約及び千九百九十五年の協定の関連部分は、紛争当事国がこれらの条約又は協定の締約国であるか否かを問わず、適用する。

5　この条の規定に従って紛争が付託された裁判所又は専門家委員会は、関係する魚類資源の保存を確保することを目的として、この条約、千九百八十二年の条約及び千九百九十五年の協定の関連規定、一般に認められた海洋生物資源の保存及び管理のための基準並びに千九百八十二年の条約及び千九百九十五年の協定に適合する国際法の他の規則を適用する。

第二十五条　署名、批准、受諾及び承認

1　この条約は、二千一年四月二十日にナミビアのウィントフックにおいて、その後二千一年四月二十日の採択から一年の間は国際連合食糧農業機関本部において、二千一年四月二十日にウィントフックで開催された南東大西洋漁業機関に関する会合に参加したすべての国及び地域的な経済統合のための機関並びにその船舶が条約水域においてこの条約の対象となる漁業資源を漁獲しているか又はこの条約の採択に先立つ四年間に漁獲したことのあるすべての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

2　この条約は、1に規定する国及び地域的な経済統合のための機関により、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合食糧農業機関事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託する。

第二十六条　加入

1　この条約は、沿岸国並びにその船舶が条約水域においてこの条約の対象となる漁業資源を漁獲している他のすべての国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。

2　この条約は、前条に規定する締約国としての資格を有する地域的な経済統合のための機関以外の地域的な経済統合のための機関であって、その構成国の一以上からこの条約の対象となる事項に関する権限の全部又は一部の委譲を受けたものによる加入のために開放しておく。そのような地域的な経済統合のための機関の加入については、委員会の作業への参加条件に関する委員会における協議の対象とする。

3　加入書は、寄託者に寄託する。この条約の効力発生の日の前に寄託者が受領する加入書は、この条約の効力発生の日の後三十日で効力を生ずる。

第二十七条　効力発生

この条約は、少なくとも一の沿岸国の文書を含む三番目の批准書、加入書、受諾書又は承認書が寄託者に寄託された日の後六十日で効力を生ずる。この条約は、その効力発生の日の後に批准書又は加入書を寄託する国又は地域的な経済統合のための機関については、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条　留保及び除外

この条約については、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第二十九条　宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関がこの条約の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、特にその国内法令をこの条約に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行った国又は地域的な経済統合のための機関についてこの条約を適用するに当たり、この条約の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第三十条　他の協定との関係

この条約は、千九百八十二年の条約及び千九百八十二年の条約と両立する他の協定の規定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国がこの条約に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。）を変更するものではない。

第三十一条　海域に関する主張

この条約のいかなる規定も、締約国が主張する水域の法的地位及び範囲に関し、当該締約国の主張又は立場に承認を与えるものではない。

第三十二条　改正

1　締約国は、この条約の改正をいつでも提案することができる。

2　改正案は、当該改正案の審議を提案する会合の少なくとも九十日前に書面により事務局長に通報する。事務局長は、当該改正案をすべての締約国に速やかに送付する。当該改正案は、締約国の過半数が当該改正案を議論するための特別会合の開催を要求する場合を除くほか、委員会の年次会合において審議する。特別会合は、九十日前までに通報することによって開催することができる。

3　事務局長は、委員会が採択する改正をすべての締約国に速やかに送付する。

4　改正は、すべての締約国が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十三条　脱退

1　締約国は、寄託者にあてた書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができるものとし、また、その理由を示すことができる。理由を示さないことは、脱退の効力に影響を及ぼすものではない。脱退は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、寄託者がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2　この条約からの締約国の脱退は、その脱退が効力を生ずる前に当該締約国が負ったこの条約に基づく財政的義務に影響を及ぼすものではない。

第三十四条　寄託者

1　この条約及びその改正の寄託者は、国際連合食糧農業機関事務局長とする。寄託者は、次のことを行う。

(a)　この条約の署名国及びすべての締約国にこの条約の認証謄本を送付すること。

(b)　この条約が効力を生じたときに、国際連合憲章第百二条の規定に従って国際連合事務総長にこの条約を登録すること。

(c)　この条約の署名国及びすべての締約国に次の事項を通報すること。

(i)　第二十五条及び第二十六条の規定に基づく批准書、加入書、受諾書及び承認書の寄託

(ii)　第二十七条の規定に基づくこの条約の効力発生の日

(iii)　第三十二条の規定に基づくこの条約の改正の効力発生

(iv)　前条の規定に基づくこの条約からの脱退

2　寄託者の任務に係る使用言語は、英語とする。

第三十五条　正文

この条約は、英語及びポルトガル語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて英語及びポルトガル語によるこの条約に署名した。

二千一年四月二十日にウィントフックで、英語及びポルトガル語により原本一通を作成した。

（署名欄は省略）